

(約款の主旨)

第1条 この約款は、申込者（以下、「お客様」といいます。）と飯塚中川証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との間の、みずほ投信投資顧問株式会社の運用する公社債投信受益権（以下、「公社債投信」といいます。）の累積投資に関する取決めです。当社は、この約款に従って公社債投信の累積投資契約（以下、「契約」といいます。）をお客様と締結いたします。

(申込方法)

第2条 お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名、捺印し、これを当社に提出することによって契約を申込むものとし、この申込書の受入れをもって契約の締結があったものといたします。ただし、既に他の累投コースにおいて、上記方法により申込みが行われ契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものとし、申込書の提出は不要とします。

2. 契約が締結されたとき、当社は直ちにお客様の公社債投信累積投資口座（以下、「当該口座」といいます。）を開設いたします。なお、申込み時に当社に届出された印影をもって、当社への届出印といたします。

(金銭の払込み)

第3条 お客様は、公社債投信の取得にあてるため、1回の払込みにつき1円以上1円単位の金銭（以下、「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。

(取得時期及び価額)

第4条 当社は、お客様の口座残金が指定された有価証券の買付価額に達しているときは遅滞なく公社債投信の買付を行います。ただし、お客様は買付けの中止を申し出ることができます。

2. 前項の買付価額は、決算日の基準価額といたします。

3. 買付けられた公社債投信の所有権およびその元本又はその分配金に対する返還請求権は、当該買付けのあった日からお客様に帰属するものといたします。

(保管)

第5条 この契約によって取得された公社債投信の保管は、証券保管振替機構の保管振替制度による振替口座簿への記載又は記録による管理又は、当社の保護預かりにより行います。保護預かりにおいては、他の寄託契約により保管するお客様の公社債投信と混蔵して大券をもって保管いたします。なお、当社で保管することに代えて当社名義で信託銀行に再寄託することがあります。

2. 前1項により混蔵して保管する公社債投信については、次の事項につき、ご同意いただいたものとしてお取扱いいたします。

1. 寄託された公社債投信に対し、寄託の額に応じて共有権を取得すること
2. 公社債投信の新たな寄託又は返還については、他のお客様と協議を要しないこと
3. 当社は、公社債投信の出庫の請求には応じないこと

3. 証券保管振替機構にて取扱う投資信託受益権については、振替口座簿への記載又は記録により管理いたします。

4. 当社は、この契約により保管している公社債投信の保管料をいただくことがあります。

(分配金の再投資)

第6条 前5条の保管に係る公社債投信の分配金は、当該公社債投信買付日より1ヵ年応答日の20日（祝・休日にあたる場合は翌営業日）お客様に代わって当社が受領の上、お客様の当該口座に繰入れ、当日にその金額をもって公社債投信をお客様に代わって買付けいたします。

(返還)

第7条 当社は、お客様から公社債投信の返還の請求を受けたときは、当該請求に係る公社債投信について、返還の請求のあった日の基準価額によりこれを換金し、当該請求日を含め4営業日目（以下、「受渡日」といいます。）以降にお支払いすることにより返還いたします。ただしこの場合所定の手数料を申し受けます。

(解約)

第8条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。

1. お客様から解約のお申出があったとき
2. 当社が公社債投信の累積投資業務を営むことができなくなったとき
3. 公社債投信が償還されたとき
4. 別に定める約款等に基づき、取引口座が解約されたとき
5. お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
6. お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
7. お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
8. やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

2. 当社は、一定期間取引の申込みのない契約については、これを解約させていただくことがあります。

3. この契約が解約されたときは、お客様に公社債投信の返還及びその分配金のお支払いをいたします。

(取引の計算明細、証券残高の報告)

第9条 お客様のその都度の取引に係る計算明細及び証券残高の報告は、法令の定めにより四半期に1回以上お客様に対する通知書にて行うものとします。

(申込事項等の変更)

第10条 改名、転居並びに届出印の変更などお申込事項に変更があったときは、お客様は当社所定の用紙により遅滞なく当社に届出いただきます。

2. 前1項のお届出があったときは、当社はお客様より戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提出していただくことがあります。

(その他)

第11条 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子、その他のいかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

2. 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。

1. 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は、印影若しくは認証番号が届出のものと相違するため、この契約に基づく公社債投信の返還及びその分配金の支払いを行わなかった場合
2. 天災・地変・その他の不可抗力により、この契約に基づく公社債投信の取得又は返還、若しくはその分配金の支払いが遅延し、又は不能となった場合
3. その他、別に定める「総合取引約款」等に基づく当社の免責事項による損害

3. この約款は、法令の変更若しくは監督官庁の指示又は命令、若しくはその他の事情により、変更の必要を生じたときは改定されることがあります。